

「アフィリエイト広告利用に関するガイドライン」について

平 24.3.30

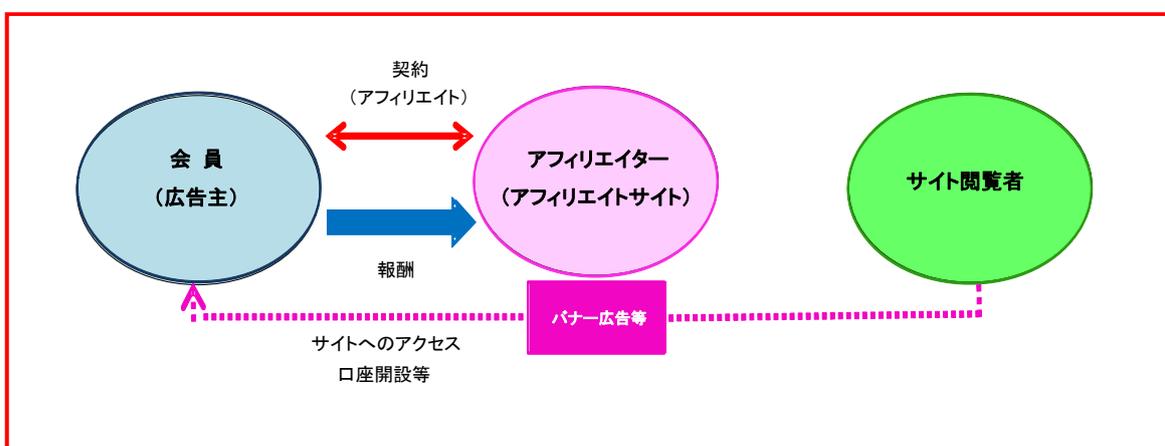
Q1：アフィリエイト広告には、どのような契約形態がありますか。

A1：アフィリエイト広告には、以下のような契約形態のものがあります。

(a) 直接的な契約形態

会員とアフィリエイターが直接契約を締結する形態（ランキング等が掲載されたアフィリエイト広告に対し、掲載内容等に応じて料金を支払う場合を含みます。）

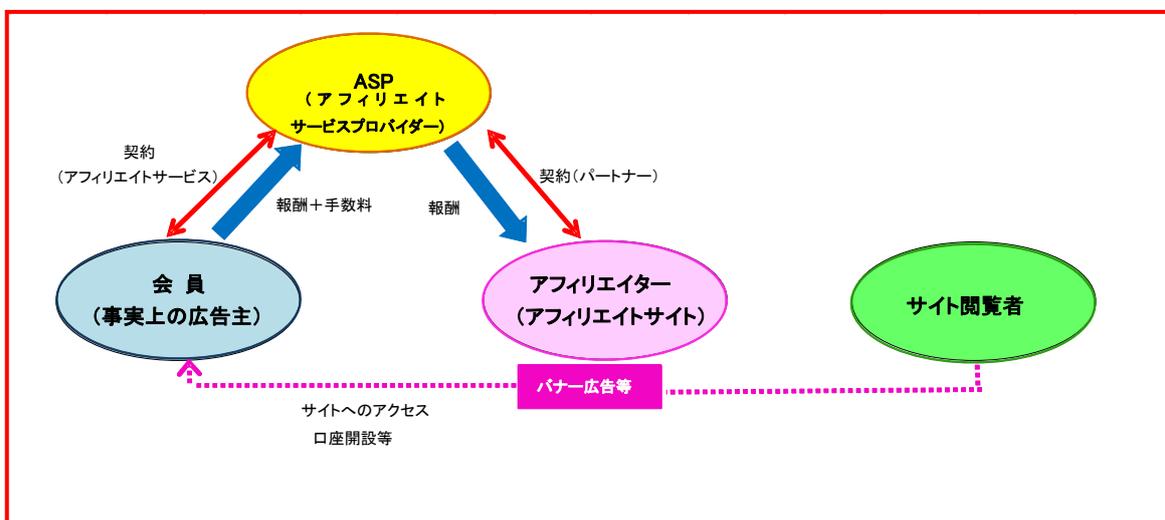
<イメージ図>



(b) 間接的な契約形態

会員が ASP を介してアフィリエイト広告を行う形態（金融商品取引業者と ASP の間、及び ASP とアフィリエイターの間でそれぞれ契約が締結される形態）

<イメージ図>

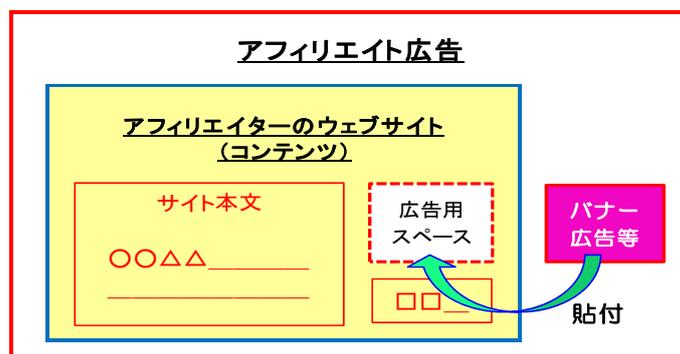


Q2: 「アフィリエイト広告利用に関するガイドライン」において、「アフィリエイト広告」、「バナー広告等」、「コンテンツ」はどのような関係になりますか。

A2: アフィリエイト広告は、会員のバナー広告等を貼付する「アフィリエイトターのウェブサイト（コンテンツ）」と、会員が供給する「バナー広告等」によって構成されます（下記イメージ図を参照）。

なお、会員においては、アフィリエイトター又はASPにバナー広告等を供給する前に、自社の広告等として当該バナー広告等の審査を実施する必要があります。

<イメージ図>



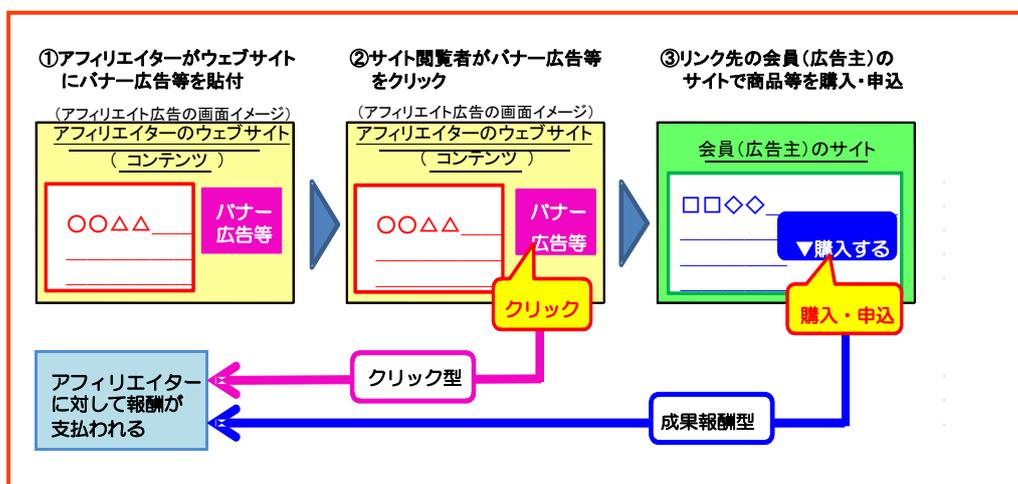
Q3: アフィリエイト広告の報酬はどのように支払われるのですか。

A3: 報酬の形態に関しては、主に以下のものが挙げられます。

【クリック型】 バナー広告等のクリック回数に応じてアフィリエイトターに報酬が支払われます。

【成果報酬型】 バナー広告等経由で広告主サイトにアクセスしたサイト閲覧者（消費者）が実際に商品・サービスの購入や申込みを行った場合にアフィリエイトターに報酬が支払われます。

<イメージ図>



Q4: アフィリエイト広告を利用する場合のメリットや問題点として、どのようなことが考えられますか。

A4: メリットとしては、広告主にとって自らプロモーションできないような分野・媒体等において、初期費用が無料で広告を掲載できることなどが挙げられます。

一方、問題点としては以下のようなことが考えられます。

- ・クリック型や成果報酬型においては、バナー広告等のクリック回数や購入実績等に報酬額が連動することから、アフィリエイトにとってサイト閲覧者にクリックや購入等を促すインセンティブになるため、アフィリエイト広告がサイト閲覧者に対して恣意的な又は過度に主観的あるいは不正確な表現等を用いて行われるおそれがあること。
- ・サイト閲覧者から見た場合、アフィリエイト広告のうち、「アフィリエイト自身の記事・コメントに該当する部分」と「会員の広告等に該当する部分」の区別が容易ではなく、サイト閲覧者に、表現主体に関し誤解を招くおそれがあること。

Q5: アフィリエイト広告について、なぜ会員がアフィリエイトのウェブサイトの確認を行わなければならないのでしょうか。

A5: アフィリエイト広告に用いるアフィリエイトのウェブサイトは、会員が自ら作成・掲載するものではないため、基本的には金融商品取引法上の広告等の規制の対象ではないものと考えられます。もっとも、アフィリエイト広告には、広告主のバナー等が掲載されており、サイト閲覧者が、アフィリエイト広告全体について、広告主の広告であると混同するおそれがあり、この場合、アフィリエイト広告は、サイト閲覧者に対し、自社広告と同様の効果を与えるおそれがあります。

このため、投資者の保護を図るとともに、金融商品取引業の健全な発展を目的とする本協会の会員各位にあっては、自らの利用するアフィリエイト広告によって、サイト閲覧者が誤った情報やイメージを受取らぬよう、その内容を確認し、不適正な状態の是正に努めることが必要であると考えます。

※参考：定款第3条

Q6: 直接的な契約形態の場合と間接的な契約形態の場合とで対応が異なるのはなぜですか。

A6: 会員とアフィリエイトが直接契約を締結するアフィリエイト広告（ランキング等が掲載されたアフィリエイト広告に対し、掲載内容等に応じて料金を支払う場合を含む。）については、契約を通じ会員がアフィリエイトに対して広告等の内容に関し、指示しうる立場にあるなど、実質的に、自社の広告等の作成を委託する場合と類似した側面を有することから、自社の広告等に準じた対応が必要であると考え、掲載前の審査等を求めています。

一方、ASPを介した間接契約については、会員とアフィリエイトとの間に直接的な契約関係が存在しないため、直接的な契約形態の場合のように「自社の広告等と類似した側面を有する」とまでは言えません。しかし、直接的な契約形態と間接的な契約形態とで、アフィリエイト広告がサイト閲覧者に及ぼす影響に大きな差はなく、投資者保護のために適切な対応が必要な点に変わりありません。そして、会員が、アフィリエイト

一の運営するアフィリエイト広告により利益を受ける立場にあること、会員が間接的にアフィリエイトターを使用して広告等を掲載させ、結果として会員がアフィリエイトターに報酬を支払っているとも評価できることを勘案すれば、会員が、投資者保護のため、適切に対応すべき立場にあると言えます。そこで、会員から ASP への報酬支払いの対象となるコンテンツ（最終的に ASP からアフィリエイトターに報酬が支払われているかどうかは問いません。以下同じ。）に関する事後チェック等の対応を求めています。

Q7: アフィリエイト広告のコンテンツに関する審査やチェックを行うにあたり、どのような点に留意する必要がありますか。

A7: 以下のような「不適正な表示」が含まれないよう留意する必要があります。

<アフィリエイト広告における不適正な表示例>

①客観的事実に基づかないものを客観的であると誤認させるような表示

(具体例)

✓手数料（スプレッド）が業界内で最も安価（極小）でないにもかかわらず、「業界最安手数料（最低スプレッド）」といった客観的事実に基づかない表示を行うこと

②会員又は会員が取扱う金融商品・取引等に関する恣意的又は過度に主観的な表示

(具体例)

✓「FX なら A 社（特定の会員）が絶対お勧めです」「A 社以外との取引は考えられません」などの恣意的又は過度に主観的な文言等を用いて、会員との取引を積極的に推奨するような表示を行うこと

③公正・客観的な根拠がなく適切性に欠けるような表示

(具体例)

✓「(通貨名) が上昇するのは確実」、「今が買い(売り/仕込み/手仕舞い)時」等、相場に関する断定的な表示を行うこと

✓「安心して投資できます」「夢のような投資対象」等、投資者の投資判断を誤らせるような表示を行うこと

✓会員のバナー広告等に掲載された金融商品・取引等の内容や条件について、実際のもの又は他の会員に係るものよりも著しく優良又は有利であると誤認させるような表示を行うこと

④会員との取引を過度に誘引するような表示

(具体例)

✓アフィリエイトターのコンテンツにおいて、会員が取扱う金融商品・取引等をアフィリエイトターが説明・勧誘するような文言等（又はそのように見なされる文言等）を表示すること

✓会員のサービスや取引手続きについて、過度に主観的、先導的に表示すること

⑤預金等との誤認を招くような表示

(具体例)

✓「元本保証」「安全確実」「預金の利息と同様」等、預金等との誤認を招くような表

示を行うこと

⑥その他、金融商品取引法や景品表示法などの関係法令又は会員各社の広告審査基準等に照らして不適正と判断されるような表示

なお、別添資料「ASPに提示する自社広告表示内容基準例」を合わせて参照願います。

Q8：間接的な契約形態の場合において、例えば、ASPより事後チェックすべきコンテンツの情報の提供が受けられないときは、ASPに事後チェックの委託をすることはできますか。

A8：間接的な契約形態の場合において、例えば、ASP側の正当な事由により事後チェックすべきコンテンツに対する情報の提供が受けられないときは、ASPに事後チェックを委託することも可能であると考えます。

ただし、この場合には、委託するASPに自社のチェック基準等を正しく伝えるとともに、当該ASPの会員に対する事後チェック結果の報告体制及び会員による当該ASPに対する監督体制等を整備する必要があると考えます。

Q9：広告配信ネットワークを利用して配信するような広告など、「アフィリエイト広告利用に関するガイドライン」に定義される「アフィリエイト広告」には該当しないインターネット広告については、アフィリエイト広告に求められる審査やチェックを行う必要はないと考えてよいですか。

A9：アフィリエイト広告に該当しないインターネット広告については、「アフィリエイト広告利用に関するガイドライン III 具体的な対処方法」に掲げる事項について対応する必要はありません。ただし、そのような広告であっても、会員のバナー広告等がウェブサイトに表示される場合には、自社の広告等として当該バナー広告等の審査を実施する必要があります。

Q10：「アフィリエイト広告利用に関するガイドライン」に係る対応の実効性を確保するためには、アフィリエイト広告に係る契約を締結する場合にどのような点に留意する必要がありますか。

A10：アフィリエイト広告に係る契約や利用規約等（以下「契約等」といいます。）については、契約等の当事者（会員、ASP、アフィリエイト）の間において個々に内容を決定いただくこととなりますが、アフィリエイト広告利用に関するガイドラインに係る対応の実効性を確保するためには、例えば以下のような事項に留意する必要があると考えられます。

1. アフィリエイトの禁止行為が契約等において具体的に規定されているか。
（例）金商法など法令に違反する行為、虚偽や誤解を与える表現等の使用、アフィリエイトによる金融商品・取引に関する説明会の開催等の禁止
2. アフィリエイトの行為や広告内容等について、会員又はASPが適切に管理・指導等を行う旨が契約等において規定されているか。

(例) 会員又は ASP による広告掲載状況等に関するモニタリングの実施、不適正な内容に関する会員又は ASP からアフィリエイトへの是正指導等

3. 不適正なアフィリエイトとの契約の解除について契約等において規定されているか。

(例) 法令違反・契約違反の場合や是正指導に応じない場合におけるアフィリエイトとの契約の解除等

※契約の解除とは、直截的な契約形態の場合においては会員とアフィリエイトとの間の契約を解除すること、間接的な契約形態の場合においては ASP とアフィリエイトとの間の契約を解除すること、又は ASP がアフィリエイトに対して会員が提供するバナー広告等の掲載を禁止すること等を指す。

(注)間接的な契約形態の場合には、ASP とアフィリエイトとの間の契約等において上記と同様の内容を規定する旨を、会員と ASP との間の契約等に定めておくことが考えられます。

ASP に提示する自社広告表示内容基準例

平成 24 年 3 月 30 日

当社の広告コードとして利用を禁止する表現（表示）等は以下の通りです。

1. 不適切な表示例について

アフィリエイトのウェブサイト等コンテンツにおいて、当社の取り扱う金融商品又は当社に関する事項などについて、下記に例示するような不適切な表示を行うことの禁止

* 下記は、あくまで例示に過ぎず、各会員において、アフィリエイト広告に関し適切な表示がなされるよう対処する必要がある。

①客観的事実に基づかないものを客観的であると誤認させるような表示

(具体例)

- ・ 手数料（スプレッド）が業界内で最も安価（極小）でないにもかかわらず、「業界最安手数料(最低スプレッド)」といった客観的事実に基づかない表示を行うこと

②会員又は会員が取扱う金融商品・取引等に関する恣意的又は過度に主観的な表示

(具体例)

- ・ 「FX なら（当社が）絶対お勧めです」「当社以外との取引は考えられません」などのように直接的な勧誘文言を積極的に用いて、当社との取引を明らかに促す表示
 - * 取引を促す効果を期待して、一部の文字を明らかに強調することも対象となる。
 - * 明らかに当社又は当社商品の優位点のみを過度に記述した後、当社のバナーやリンク先に誘うための「ここをクリックしてね」などの表示も対象となりうる。

③公正・客観的な根拠がなく適切性に欠けるような表示

(具体例)

- ・ 「(通貨名) が上昇(下落)するのは確実」、「今が買い(売り/仕込み/手仕舞い)時」等、相場に関する断定的な表示を行うこと。
- ・ 「安心して投資できます」「夢のような投資対象」等、投資者の投資判断を誤らせるような表示を行うこと
- ・ 会員のバナー広告等に掲載された金融商品・取引等の内容や条件について、実際のもの又は他の会員に係るものよりも著しく優良又は有利であると誤認させるような表示を行うこと

(代表的な表示例)

- ・ 「断然有利」、「業界最高」、「〇〇で一番」、「業界No.1」、「千載一遇のチャンス」「超お得」、「常勝」、「必勝」、「高確率」、「極狭(小)」
- ・ 「空前・絶後」、「驚異的」、「圧倒的」、「ダントツ」、「究極」、「極める FX」、「王道」「FX をやらない奴は〇〇(誹謗的な表現)」など、誇大又は扇動的な表示や過当な

投機を推奨する表示を行うこと。

- ・ 「(他の金商業者) はあぶない」、「(FX に関係する事柄) な噂があります」など風説の流布的な表示を行うこと。

④会員との取引を過度に誘引するような表示

(具体例)

- ・ アフィリエイトのコンテンツにおいて、会員が取扱う金融商品・取引等をアフィリエイトが説明・勧誘するような文言等（又はそのように見なされる文言等）を表示すること

(代表的な表示例)

- ・ 「失敗させない」、「後悔させない」、「任せて安心」「絶対儲かる」、「稼げる」、「勝てる」

⑤預金等との誤認を生じさせるような表示

(具体例)

- ・ 「元本保証」「安全確実」「預金の利息と同様」等、預金等との誤認を招くような表示を行うこと

(代表的な表示例)

- ・ 「金利〇%」、「予想利回り」、「元本保証」、「安全確実」、「高利回り」、「金利付与」

⑥その他、金融商品取引法や景品表示法などの関連法令又は当社の広告審査基準に照らし不適正と判断されるような表示

(具体例)

- ・ FX の特長に比べ、リスク面に関する記載が著しく少ない場合
- ・ 運用パフォーマンスの一部を抽出するなどにより投資者に誤解を生じさせるような恣意的又は過度に主観的な内容となっている場合
- ・ 当社又は当社の取り扱う金融商品の特長を恣意的に強調する意図をもって、他者の著作物等の一部を用い、閲覧者に特定の印象を植え付けている場合
- ・ 金融商品取引に関わる諸税を免れることを示唆する又はそれと誤認されるおそれがある場合
- ・ 仮名、借名、ダミー法人化（自然人に対する FX の規制を逃れることを意図したもの）を促している場合
- ・ 公序良俗に反している場合

*アフィリエイトに判り易くするため、以下の例を追加して示すことも有効

- ・ 元本割れが生じることがない、もしくは当初元本を上回る損失が生じるおそれがないなど事実と異なるような表示を用いる場合
- ・ 初心者や投資経験の少ない人でも容易に利益が得られる印象を明らかに与える場合
- ・ 架空の第三者を装い、当社や商品を説明及び紹介する場合
- ・ 他の業者や商品を不当に評価し、当社の優位性を引き立てる場合

- ・成功した運用場面のみを紹介し、失敗した場面を紹介しない（極端に少なく紹介する）場合
- ・当社の提示（約定）価格やスプレッド、スワップポイントなどに関し、当社が公表（提供）した数値とは乖離した値であるような印象を与え、誤解させる恐れのある場合
- ・その他、閲覧者が明らかに誤解するような表示を行っている場合
- ・当社や商品のメリットを記載した部分や強調表現部分を他の文字等と異なる色彩、サイズ、字体などを用いて、極端に強調し、印象付ける表示を積極的、効果的に用いている場合

* アフィリエイトが故意に、第三者のサイトへのリンクを設け、その第三者のサイトにおいて上記の表示が行われた場合においても適切でない表示が行われたと評価される場合があります。

2. 当社の広告場所として不適当な WEB サイト等を利用すること

- ・ アダルト、ギャンブルに係る場所
- ・ 不法、脱法行為、不正ビジネスに係る場所
- ・ 暴力的、差別的、社会道徳に反する行為に係る場所
- ・ 上記の他、公序良俗に反する場所
 - * サイトの一部に不適当なコンテンツが含まれる場合、コンテンツの一部に不適当な記載がある場合も該当するものとする。
 - * 上記内容を直接含まなくとも、そのようなウェブサイト等へのリンク又は広告配信を行っているウェブサイト等も対象となる。

※ASP との間接契約によりアフィリエイト広告を利用する場合には、例えば以下のような自社の広告表示内容の審査基準をあらかじめ ASP に提供し、ASP を通じてその具体的な内容がアフィリエイトに伝達、徹底されるように工夫する必要があります。